

境港市みんなでまちづくり条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、境港市みんなでまちづくり条例(平成19年境港市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(永住外国人)

第2条 条例第2条第1号に規定する永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する人をいいます。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する人
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者である人

(公共の大規模施設)

第3条 条例第7条第1項第4号に規定する大規模施設とは、測量、設計及び建設費を合算した総事業費が2億円を超える施設とします。

(会議の公開及び委員の公募)

第4条 条例第9条第1項第1号に規定する委員会や審議会など(以下「審議会等」といいます。)の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とします。

- (1) 法令又は条例の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 境港市情報公開条例(平成11年境港市条例第12号)に規定する非開示情報に関し、審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認められる場合

2 市は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の開催日時、場所及び傍聴等の手続きについて、会議開催の一週間前までに公表するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではありません。

3 市は、審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような形式により審議会等の会議録を作成し、非開示情報を除き公表するものとします。

4 市は、審議会等を構成する委員の全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとします。

(パブリックコメント制度)

第5条 条例第9条第1項第2号に規定するパブリックコメント制度とは、市が作成した条例、基本計画及び施策など(以下「施策等」という。)の原案について、内容等を公表し、これに対して市民、事業者、市民活動団体、市に対して納税義務を有するもの及び施策等に利害関係を有するもの(以下「市民等」という。)から意見、情報及び専門的な知識(以下「意見等」という。)を求め、意見等を考慮して意思決定を行い、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表する一連の手

続をいいます。

2 市は、施策等の原案を公表するときは、次に掲げる資料を公表するように努めます。

- (1) 施策等の原案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 施策等の原案の概要
- (3) その他施策等の原案に関する資料

3 パブリックコメント制度の意見提出期間は、施策等の原案を公表した日から起算して30日以上設けるものとします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにした上で、意見提出期間を30日未満とすることができます。

4 パブリックコメント制度により意見等を提出する市民等は、住所及び氏名を明らかにするものとします。

5 前項の意見等の提出方法は次のとおりとします。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 市が指定する場所への書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める方法
(市民ワークショップ)

第6条 条例第9条第1項第3号に規定する市民ワークショップとは、施策等について、公募の市民等の参加により、市民等と市又は市民等が相互に対等な立場で自由に議論し、意見を集約する方法をいいます。

2 市は、市民ワークショップを行うときは、開催日時、開催場所、施策等の概要その他必要な事項を公表します。

3 市民ワークショップの会議録の公表は、第4条第3項の規定に準じて行うものとします。

(政策提案制度)

第7条 条例第9条第1項第4号に規定する政策提案制度とは、暮らしやすいまちの実現や地域の課題解決等につながる施策等についての提案を市民等から受け付け、又は市民等に対し提案を求める制度をいいます。

2 前項の規定に基づき、市民等が政策提案をする場合、政策提案書(別記様式)に記載のうえ、市に提出するものとします。

3 市は、市民等に対し、施策等の提案を求めようとするときは、提案を求める施策等の目的、提案方法その他提案に必要な事項を公表します。

4 市は、市民等から提案のあった施策等について、総合的かつ多面的に検討し、提案のあった日から起算して3月を超えない範囲内において、検討結果又は検討経過とその理由を提案者に報告し、検討結果及びその理由を公表します。

(その他適切な方法)

第8条 市は、第4条から前条までに定めるもののほか、適切かつ効果的と認められる参加の機会の提供方法があるときは、これを積極的に設けるよう努めるものとします。

(市民の請求に基づく参加の機会及びそれらの提供方法の取扱い)

第9条 市は、条例第10条第1項に規定する参加の機会を設けなかった事項について、市民に周知を図る必要があると認めるときは、条例第12条に規定する公表方法を適切に組み合わせて公表します。

2 条例第10条第3項の規定に基づく参加の機会及びそれらの提供方法の実施の検討結果とその理由の公表は、請求を受け付けた日から起算して20日以内に行うものとします。

3 前項の公表は、条例第12条に規定する方法により行うものとします。

(みんなでまちづくり推進員)

第10条 条例第20条に規定するみんなでまちづくり推進員(以下「推進員」といいます。)の職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 所属する職場内での市民活動団体との協働に関することの普及啓発

(2) 各職場における市民活動団体との協働事業の実施の検討

(3) 市民活動団体からの提案や問い合わせなどへの対応

2 市は、各課(課に相当するものを含む。)に1名の推進員を置きます。

3 この規則に定めるもののほか、推進員の設置に関し必要な事項は、別に定めます。

(境港市みんなでまちづくり推進会議)

第11条 条例第21条に規定する境港市みんなでまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2 会長は、会務を総括し、推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理します。

4 推進会議の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となります。

5 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。

6 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

7 推進会議の会議は、公開します。ただし、第4条第1項各号の規定に該当する場合は、推進会議に諮って、会議の全部又は一部を非公開とします。

8 推進会議の庶務は、総務部地域振興課において処理します。

9 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定めます。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行します。

別記様式（第7条関係）

政 策 提 案 書

年 月 日

境港市長 様

提 案 者

住 所

団 体 名

氏 名

（団体等の場合は代表者氏名）

電話番号

境港市みんなでまちづくり条例第9条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり提案します。

1 施策等の案の名称	
2 提案の要旨及びその理由	
3 期待される効果の概要	
4 添付資料	